テストの使用及びテストの翻訳について

公益財団法人 日本人事試験研究センター 渡邉誠一

ITC ガイドラインのうち、「ITC Guidelines on Test Use」及び「ITC Guidelines for Translating and Adapting Tests」は、テスティングやアセスメント目的でテストを使用する際の規準を定めている。

ITC Guidelines on Test Use（テストの使用に関する ITC ガイドライン）

ITC ガイドラインのうちでは最も早い時期に執筆・採択されており（1999 年に採択）、主に英、米、豪、加の各種テスト・スタンダード、実務規則等を参考に編纂された。2015 年 8 月 5 日現在、ITC ガイドラインのうちで最も多くの言語に翻訳されている。

最初期に執筆されたものであるからか、「なぜ国際的なガイドラインが必要であるのか」について特に字数を割いて理由を列挙している（各国の心理学会等がテスト・スタンダードを作成するのを支援する必要性、国際的な労働移動の激化、インターネット経由で実施するテスティングの増加、インターネットを通じた著作権侵害などが理由として挙げられている。こうした理由・背景の一部は他の ITC ガイドラインの目的と重なっている）。

国際的に適用可能なガイドラインと謳っているが、各国でそのまま適用することを求めているわけではなく、このガイドラインを基に独自の規準を作成したり、特定のアセスメントのために独自の規準を作成したりすることも想定しており、そうした際に考慮すべき文脈的なファクターも列記している（国ごとの文化差、制度の違い、言語の違い、テストの行われる国の法律、既存のスタンダードやガイドラインなど）。

このガイドラインの規定の対象となる「テスト」「テスティング」の範囲については、「心理学、教育などのアセスメントに用いられる各種手続」「標準化された条件下で実施される」「実施により受験者のパフォーマンスの尺度が得られる」など、基本的な特徴をいくつか挙げるのみであり、結果的に多種多様なテストが対象となる。また、テストの「使用者」に当たる主体についても、「テスト材料の購入者及び保有者」「テストを実施・採点・解釈する者」「テストの使用法を決定する責任者」「テストの結果を基に人にアドバイスを提供する者（例：採用コンサルタント、各場面のカウンセラーなど）」など多岐にわたっている。

ガイドライン本文は、そうした「テストの使用者」への資格付与（qualification）を念頭に置いて作成されており、ガイドラインの各条文が、テストを使用する者に期待される態度や行動として書かれているのが特徴的である（直訳すると「適格なテスト使用者は〇〇できる。」といった趣旨の書式となっている。テストを使用する際の注意点が単に列記してあるのとは異なる）。各条文で求められている態度や行動に必要な知識やスキルを割り当てて行けば、テストの使用者に必要な知識やスキルの一覧を作成でき、その一覧に従って知識やスキルの有無を確認すれば、テストを使用する資格のある者かどうかが評価できるようになる、と構想されている（ただし、どのガイドラインにどのような知識やスキルが割り当てられるとよいかについてはこのガイドライン

では具体的に示されておらず、各国の文脈的なファクターを勘案しながらでないと確定できないとされている)。テストの使用者に求められる知識・スキル一覧を作ることはガイドラインづくりの長期的な目標である旨明記されており、このガイドラインを日本でどのように受容するかを考えるに当たり念頭に置くべき特徴である。

ガイドライン本文は第一部と第二部に分かれており、第一部ではテストの使用一般について求められる態度や行動を定め、第二部ではテストの使用の各局面（テストの選定、実施準備、実施、採点・分析、結果の解釈、結果の報告、再点検）で求められる態度や行動を個別に定めている。

末尾に付録として「テスト実施の基本方針に関するガイドライン」「テスト実施の関係者の間での契約締結に関するガイドライン」「障害者を対象にテストを行う手配をする際の留意点」が付されている。いずれも第二部で挙げられた諸事項について、より詳細に解説する趣旨の内容である。

ITC Guidelines for Translating and Adapting Tests（テストの翻訳と翻案のための ITC ガイドライン）

テストの翻訳と翻案のためのガイドラインについては、初版の翻訳に着手しているが、ITC で改訂版の作成作業が現在最終局面に差し掛かっている状況であるため、翻訳作業は中断して改訂版の完成を待つこととしている。

テストの翻案とは、単にテスト問題の文面を翻訳するだけでなく、テストの新しい使用先の文化差その他の環境の違いも考慮に入れて、テストの内容にも改変を加える作業のことである。このガイドラインは、一言語・一文化の受検者集団を想定して作成され使用実績もある既存のテストを翻訳・翻案するケースだけでなく、開発段階から複数の言語・文化等に属する受検者を対象に実施することが想定されているケースも念頭に置いている。それゆえ、翻訳・翻案されたテストが言語的・文化的背景の異なる複数の受検者集団に同時実施されるケースもこのガイドラインでは想定されており、その意味で内容的に ITC Guidelines on Test Use と重なる部分（異なる背景を持つ受検者集団に対して公平にテストを実施するための留意点など）がある。

条文の多くが「Test developers/publishers は、」で始まっており、ITC Guidelines on Test Use 同様、条文はテストの使用者に求められる態度や行動として挙げられている。

ガイドライン本文は４つのセクションに分かれており、各セクションの内容は、テストの翻訳・翻案の実施される文脈に関するセクション、テストの開発と翻案に関するセクション、テストの実施に関するセクション（翻訳・翻案したテストを実施する場合について)、記録文書の作成とスコア解釈のセクション（テスト実施後にすべき事柄)、というふうに、翻訳・翻案作業の各段階に対応している。

参考文献

International Test Commission (2001). International Guidelines for Test Use, *International Journal of Testing*, 1(2), 93-114.

International Test Commission (2005). International Guidelines on Test Adaptation. [www.intestcom.org]